

熊労発基 0527 第 1 号
令和元年 5 月 27 日

建設業労働災害防止協会熊本県支部長 殿

熊本労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則
の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 149 号)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 68 号)により、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 67 条第 1 項に規定する「健康管理手帳」の交付対象業務に、オルトートルイジン(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、または取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 5 年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

これらにつきましては、平成 31 年 4 月 10 日から施行されております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、参加会員事業者等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

※オルトートルイジン

化学工場における膀胱がん発症事案に関する調査などから規制の対象となった物質

用途の例：アゾ系および硫化系染料、有機合成、溶剤、サッカリン

有害性：IRCA(国際がん研究機関)による発がん性分類 1(ヒトに対して発がん性がある)

熊本労働局労働基準部健康安全課

〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1

熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階

担当 労働衛生専門官 平島佳実

電話 096-355-3186